CaSy
カジー
Gift of Happiness

第9回
定時株主総会
招集ご通知

日時 **2023年２月27日（月曜日）**
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所 東京都目黒区下目黒1-8-1
ホテル雅叙園東京「清風」

決議事項

第１号議案　資本金の額の減少の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役５名選任の件

目 次

招集ご通知	01
株主総会参考書類	04
（添付書類）	
事業報告	09
計算書類	28
監査報告書	30

株式会社CaSy
証券コード：9215

証券コード　9215
2023年２月９日

株　主　各　位

東京都品川区上大崎三丁目５番11号
株　式　会　社　CaSy
代表取締役
CEO兼CFO　加　茂　雄　一

第９回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第９回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

　なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送下さるか、当社の指定する議決権行使サイトにおいて賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2023年２月24日（金曜日）午後６時までに、議決権を行使して下さいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　2023年２月27日（月曜日）午前10時（受付開始　午前９時30分）
2. 場　　所　東京都目黒区下目黒１-８-１　ホテル雅叙園東京「清風」
3. 目的事項
報告事項　第９期（2021年12月１日から2022年11月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　資本金の額の減少の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役５名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://corp.casy.co.jp/ir/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://corp.casy.co.jp/ir/）に掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

▌事前に議決権を行使いただく場合



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご確認のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 **2023年２月24日（金曜日）午後６時00分まで**

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 **2023年２月24日（金曜日）午後６時00分必着**

▌株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

開催日時 **2023年２月27日（月曜日）午前10時**

ご注意事項

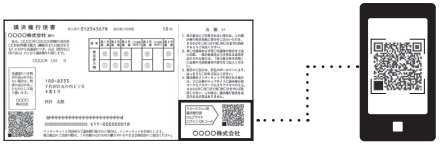
・書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合、インターネットを有効な議決権としてお取り扱いします。
・インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
・議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

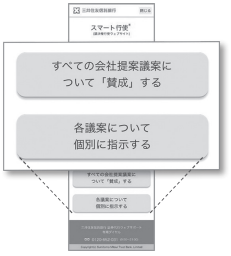
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

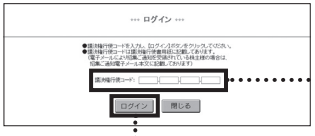
https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

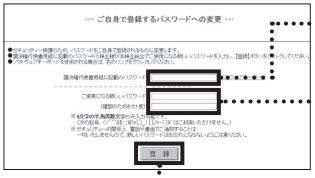
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120－652－031（フリーダイヤル）

(受付時間 9：00～21：00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　　資本金の額の減少の件

１．資本金の額の減少の目的

当社の資本政策の柔軟性・機動性の確保と適正な税制への適用による財務の健全性維持を目的として、会社法第447条第１項の規定に基づき、資本金の額を減少させるものであります。

なお、本議案は発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみ減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。

２．資本金の額の減少の内容

（１）　減少する資本金の額

資本金の額158,225,000円のうち108,225,000円を減少し、資本金の額を50,000,000円とするものであります。

（２）　資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額108,225,000円の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

（３）　資本金の額の減少の効力発生日

2023年５月１日を予定しております。

第２号議案　　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第18条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第18条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。

（4）上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第18条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	＜ 削 除 ＞
＜ 新 設 ＞	（電子提供措置等） 第18条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現行定款	変更案
＜ 新 設 ＞	附則 （株主総会参考書類等の電子提供等に関する経過措置） 第1条　変更後定款第18条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 2　本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第３号議案　　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	加茂（かも）　雄一（ゆういち） （1982年10月28日生）	2005年４月　中央青山監査法人　入所 2007年７月　太陽ASG監査法人（現、太陽有限責任監査法人）　入所 2014年１月　当社設立　代表取締役就任（現任）	331,670株
2	池田（いけだ）　裕樹（ゆうき） （1978年５月16日生）	2003年４月　NTTコムウェア株式会社入社 2008年12月　株式会社NTTデータ入社 2014年１月　当社設立　代表取締役就任（現任）	260,000株
3	白坂（しらさか）　ゆき（ゆき） （1980年１月７日生）	2004年４月　株式会社リンクアンドモチベーション入社 2012年４月　参議院議員　公設秘書就任 2014年２月　株式会社リクルートホールディングス入社 2017年６月　株式会社TABI LABO入社 2018年５月　当社入社 2018年12月　当社取締役就任（現任）	―
4	平野（ひらの）　圭二（けいじ） （1970年12月19日生）	1989年４月　ワタキューセイモア株式会社入社 2016年９月　同社執行役員就任（現任） 2018年３月　当社取締役就任（現任） 2021年７月　ワタキューホールディングス株式会社執行役員就任（現任）	―
5	加藤（かとう）　智久（ともひさ） （1980年９月８日生）	2005年４月　Monitor Group（現Deloitte Touche Tohmatsu Limited.）入社 2007年10月　株式会社レアジョブ設立　代表取締役社長就任 2015年６月　同社代表取締役会長就任 2016年４月　Tuitt Inc（現 Zuitt Technologies, Inc.）創業 取締役就任 2017年６月　株式会社レアジョブ非常勤取締役就任 2018年９月　Tuitt Inc（現 Zuitt Technologies, Inc.）取締役社長就任（現任） 2021年８月　当社取締役就任（現任）	―

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 平野圭二氏、加藤智久氏は、社外取締役候補者であります。
3. 加茂雄一氏は当社の創業者であり代表取締役CEO兼CFOとして、当社の経営を統括しております。豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップと決断力により、会社の発展に貢献してまいりました。今後の持続的な企業価値向上、ガバナンスの強化に貢献いただけるものとして選任をお願いするものであります。
4. 池田裕樹氏は当社の創業者であり代表取締役として、当社の経営を統括しております。豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップと決断力により、会社の発展に貢献してまいりました。今後の持続的な企業価値向上、ガバナンスの強化に貢献いただけるものとして選任をお願いするものであります。
5. 白坂ゆき氏は取締役CHROとして、組織人事及び事業に対する高い見識と実績を備えております。今後の持続的な企業価値向上、ガバナンスの強化のために選任をお願いするものであります。
6. 平野圭二氏は、当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいており、経営監視機能、けん制機能を果たされてきており選任をお願いするものであります。また執行役員として、歴史ある大企業で経営の一端を担っており、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導を期待しております。
7. 加藤智久氏は、当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいており、経営監視機能、けん制機能を果たされてきており選任をお願いするものであります。また長年にわたって培われた経営者としての幅広く高度な知見と豊富な経験により、経営の監視や適切な助言を期待しております。
8. 平野圭二氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって４年11ヶ月です。
9. 加藤智久氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって１年６ヶ月です。
10. 当社と平野圭二氏、加藤智久氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、二氏の選任が承認された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。
11. 当社は、加藤智久氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
12. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以　上

（添 付 書 類）

事 業 報 告

（2021年12月 1 日から
2022年11月30日まで）

1. 会社の現況

（1）事業の経過及び成果

当事業年度（2021年12月１日～2022年11月30日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の継続的な拡大により、経済活動が制限される極めて厳しい状況が続きましたが、国内におけるワクチン接種率の向上・景気対策等により段階的に経済活動が再開されており、持ち直しの兆しが見られました。一方で、ウクライナ情勢の深刻化に伴う世界的なエネルギー不足、原材料価格の高騰や急激な円安の進行がほぼ全産業に広がり、経済の動向については、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社では第１・第３四半期において新型コロナウイルス感染症の再流行によるサービスのキャンセルや利用控えの影響を想定以上に受けましたが、広告宣伝投資や既存のシステム・オペレーションの改善等、当社プラットフォームの利用者及びキャストを定量的に拡大していくための取り組みを継続し、前年同期比のサービス件数は順調に伸長いたしました。

また、介護・福祉現場で働く職員の処遇改善を目的とした賃上げ等が実施される中、当社でも品質維持の観点から、キャストへの報酬の増額を目的とした家事代行サービスの価格改定を2022年６月に実施いたしました。

この他にも、家事代行事業者向けに、DXと事業成長を後押しする独自の事務管理システムを提供する実証実験を開始しております。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,335,178千円（前期は1,165,042千円、前期比14.6％増）となりました。また、営業利益は33,604千円（前期は営業損失1,217千円）、経常利益及び税引前当期純利益はともに22,047千円（前期は経常損失及び税引前当期純損失ともに5,943千円）、当期純利益9,718千円（前期は3,065千円）となりました。

なお、当社は家事代行サービス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載は行っておりません。

（2）設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、17,710千円(ソフトウエア仮勘定を含む。)であります。これはオンラインプラットフォームの費用削減や、新規プロダクトの開発を目的としたソフトウエアの取得によるものであります。

(3) 資金調達の状況

2022年２月22日をもって東京証券取引所マザーズ市場（市場区分変更により現在はグロース市場）に上場し、公募増資により、総額155百万円の資金調達を行いました。

(4) 財産及び損益の状況

区分	第６期 (2019年11月期)	第７期 (2020年11月期)	第８期 (2021年11月期)	第９期 (当事業年度) (2022年11月期)
売上高	806,097 千円	965,356 千円	1,165,042 千円	1,335,178 千円
経常利益又は 経常損失（△）	△210,472 千円	△120,193 千円	△5,943 千円	22,047 千円
当期純利益又は 当期純損失（△）	△210,763 千円	△120,483 千円	3,065 千円	9,718 千円
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失（△）	△119.28 円	△68.19 円	1.74 円	5.21 円
総資産	283,452 千円	255,836 千円	270,241 千円	443,062 千円
純資産	169,770 千円	49,286 千円	52,352 千円	218,662 千円
１株当たり純資産額	96.08 円	27.89 円	29.63 円	115.57 円

(注) １．当社は、2021年10月27日付で普通株式１株につき30株の株式分割を行っておりますが、第６期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）を算定しております。
２．当事業年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

① サービスの安全性の向上について

当社の提供する家事代行サービスは、お客様のプライベートな空間の中にキャストが入りサービスを行う性質があり、お客様とキャストがともに安心してサービスを利用、提供できるプラットフォームの環境を構築することが重要な課題であると認識しております。

当社は、お客様とキャスト双方の安心・安全対策強化の一環として、お客様とキャスト双方の本人確認、反社会的勢力との関与履歴、及び犯罪歴の有無等の確認を外部サービスと連携して2021年１月より開始する等、サービスの安全性を担保する仕組みの改善を図り、お客様とキャスト双方の安心・安全なサービス提供へとつなげてまいります。

② サービスの成長について

当社は家事代行サービスのオンラインプラットフォームの運営を主たる事業としており、当社がサービスを通して創出することのできるお客様の時間は、プラットフォームに登録されたお客様とキャストの人数に大きく依存しております。

今後、お客様及びキャストの登録者数の更なる増加を通して、お客様の時間をより多く創出していくことは当社の課題であり、広告での求人活動やメディアでの露出等に引き続き注力し、家事代行サービス及びプラットフォームの認知度の向上や集客力の強化に努め、サービスを成長させてまいります。

③　情報セキュリティ体制の強化について

当社のビジネスプロセスはオンラインプラットフォームを提供するシステムに大きく依存しており、事業の特性上個人情報を多く取り扱うため、扱う個人情報の保護の観点から高度な情報セキュリティの確保が必要となります。

当社では、個人情報等の機密情報につきまして、システムのセキュリティ体制を強化し、情報セキュリティについての社内規程を定めております。

加えて、個人情報の取り扱いについての勉強会や社内研修を全社で行い、内部監査でのチェックを行うことで、適切な情報セキュリティ体制を整備しております。今後においても、情報セキュリティ体制の強化に努めてまいります。

④　収益体制の強化について

当社は、サービス利用件数の増加及びコスト削減のための施策を行っており、第９期では営業利益を計上したものの、第８期では営業損失を計上しており、業務プロセスの効率化及びコスト削減による家事代行サービスの収益体制の確立については引き続き課題として認識しております。当社では、自社開発のシステムや蓄積したデータを最大限活用した課題解決により工数の削減を推進していくほか、顧客やキャストの獲得維持にかかる費用の適正化を通じて費用対効果の最大化を図ってまいります。

⑤　内部体制の強化及び人材育成

当社は、事業の継続的な成長を実現していくために、従業員一人一人の成長が不可欠であると捉えております。少数精鋭の優秀な人材による事業運営を今後も継続し、業務フローやコンプライアンス、情報管理等を徹底認知させるなど内部管理体制強化を図りながら、ナレッジ共有をさらに進めることで、組織的なケイパビリティーの向上を図ってまいります。

(7) 主要な事業内容（2022年11月30日現在）

事業区分	事業内容
家事代行サービス事業	お掃除代行サービス、お料理代行サービス、その他暮らしのサービス（ハウスクリーニングサービス、整理収納サービス）の提供

(8) 主要な営業所（2022年11月30日現在）

本社	東京都品川区

(9) 使用人の状況（2022年11月30日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
21（14）名	△2（3）名	37.8歳	2.0年

（注） 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト・パートタイマー）は、最近１年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（2022年11月30日現在）

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	40,000千円
株式会社三井住友銀行	30,000千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

2022年２月22日に東京証券取引所マザーズ市場（市場区分変更により現在はグロース市場）に上場しました。

2. 株式の状況（2022年11月30日現在）

（1）発行可能株式総数　7,068,000株
（2）発行済株式の総数　1,892,000株
（3）株主数　1,053名
（4）上位10名の株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
ワタキューセイモア株式会社	360,000	19.03
加茂 雄一	331,670	17.53
池田 裕樹	260,000	13.74
胡桃沢 精一	132,200	6.99
株式会社SBI証券	73,900	3.91
株式会社I.K.D	71,670	3.79
イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合	66,000	3.49
TSVF 1 投資事業有限責任組合	60,000	3.17
株式会社CARTA VENTURES	51,000	2.70
BEENOS株式会社	45,090	2.38

3. 新株予約権等の状況

（1）当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		2017年11月15日	2018年11月26日
新株予約権の数		1,300個	500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 39,000株（注）1 （新株予約権１個につき30株）	普通株式 15,000株（注）1 （新株予約権１個につき30株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり18,000円（注）1 （１株当たり 600円）	新株予約権１個当たり50,010円（注）1 （１株当たり 1,667円）
権利行使期間		2019年12月 1 日から2027年11月15日まで	2020年12月 1 日から2028年11月25日まで
行使の条件		（注）2	（注）2
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 1,300個 目的となる株式数 39,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 500個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 —個 目的となる株式数 —株 保有者数 —名	新株予約権の数 —個 目的となる株式数 —株 保有者数 —名
	監査役	新株予約権の数 —個 目的となる株式数 —株 保有者数 —名	新株予約権の数 —個 目的となる株式数 —株 保有者数 —名

		第３回新株予約権
発行決議日		2019年10月31日
新株予約権の数		1,100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 33,000株（注）1 (新株予約権１個につき30株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 50,010円（注）1 （１株当たり 1,667円）
権利行使期間		2021 年11月 2 日から 2029 年10月30日まで
行使の条件		（注）2
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 1,100個 目的となる株式数 33,000株 保有者数 3名
	社外取締役	新株予約権の数 —個 目的となる株式数 —株 保有者数 —名
	監査役	新株予約権の数 —個 目的となる株式数 —株 保有者数 —名

（注）1. 2021年10月27日付で実施した株式分割（普通株式１株を30株に分割）に伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

① 新株予約権の割当時において当社の取締役又は従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役又は使用人その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由として当社が認める場合はこの限りではない。

② 当社株式が日本国内の証券取引所にて上場すること、もしくは③に定める事由行使期間初日より前に以下の事由が発生する場合に限り、行使期間が未到来であっても当社の承認を得て行使することができる。

③ 行使期間初日より前に以下の事由が発生する場合に限り、行使期間が未到来であっても当社の承認を得て行使することができる。

(1) 当社経営権の第三者への移行

(2) 当社創業者の所有する当社株式の半数以上が第三者に譲渡されること

④ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が新株予約権を行使できるものとする。

⑤ 新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。但し、１個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年11月30日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	加　茂　雄　一	CEO
代表取締役	池　田　裕　樹	CFO
取締役	白　坂　ゆ　き	CHRO
取締役	平　野　圭　二	ワタキューセイモア株式会社 執行役員 ワタキューホールディングス株式会社 執行役員
取締役	加　藤　智　久	Zuitt Technologies, Inc.取締役社長
常勤監査役	小松原　丈　夫	
監査役	田　岡　　恵	
監査役	亀　甲　智　彦	株式会社テラスカイ　監査役 株式会社テラスカイベンチャーズ　監査役 Crossbridge法律事務所代表 株式会社ビーロット　取締役（監査等委員）

(注) 1. 取締役平野圭二、加藤智久は、社外取締役であります。
2. 監査役 小松原丈夫、田岡恵、亀甲智彦は、社外監査役であります。
3. 田岡恵氏は、長年にわたりグロービス経営大学院にて会計科目の教授をされるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役加藤智久、監査役小松原丈夫、田岡恵及び亀甲智彦を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第１項が規定する最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役及び執行役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額会社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、１年毎に契約更新しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年11月４日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、代表取締役が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

イ．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

ロ．報酬等の構成

当社の報酬等の構成は固定報酬を支給するものとし、固定報酬は月例定額報酬、賞与により構成する。なお、月例定額報酬、賞与とは前期の当社業績を勘案し決定したものをいう。

ハ．個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の固定報酬のうち月例定額報酬及び賞与については役位、職責、在任期間、常勤・非常勤の別に応じて他社水準、前期の当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

二．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内において、取締役会が代表取締役に各取締役の月例定額報酬及び賞与の額の決定を一任する決議を行ったうえで代表取締役が、当社の個人別の報酬等の額の決定に関する方針に則り決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	41,200 (3,400)	41,200 (3,400)	— (—)	— (—)	4名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	9,000 (9,000)	9,000 (9,000)	— (—)	— (—)	3名 (3名)
合計 (うち社外役員)	50,200 (12,400)	50,200 (12,400)	— (—)	— (—)	7名 (4名)

(注) 1. 取締役の報酬には使用人分給与を含んでおりません。
2. 上記には無報酬の社外取締役１名を含んでおりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2021年２月26日開催の第７回定時株主総会において、年額120百万円以内（うち社外取締役分は14百万円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、４名（うち、社外取締役は１名）です。
4. 監査役の報酬限度額は、2021年２月26日開催の第７回定時株主総会において、年額15百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名（うち、社外監査役は３名）です。
5. 当事業年度においては、2022年２月25日開催の取締役会にて代表取締役CEOである加茂雄一氏及び代表取締役CFO兼Corporate Design Division General Managerである池田裕樹氏に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の月例定額報酬及び賞与の額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の状況を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役平野圭二氏は、ワタキューセイモア株式会社及びワタキューホールディングス株式会社の執行役員であります。ワタキューセイモア株式会社は当社のその他の関係会社であり、当社と業務提携契約を締結しております。

・社外取締役加藤智久氏は、Zuitt Technologies, Inc.取締役社長であります。同社と当社の間には特別な関係はありません。

・社外監査役亀甲智彦氏は、株式会社テラスカイ社外監査役、株式会社テラスカイベンチャーズ監査役、Crossbridge法律事務所代表及び株式会社ビーロット取締役（監査等委員）であります。これらの会社と当社の間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役　平野圭二	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。主に企業経営に関する幅広く高度な知見と豊富な経験から積極的に意見を述べており、企業経営における専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役　加藤智久	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。主に企業経営に関する幅広く高度な知見と豊富な経験から積極的に意見を述べており、企業経営における専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役　小松原丈夫	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。企業経営における専門的な知識・経験から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社外監査役　田岡恵	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。会計分野における専門的な知識・経験から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社外監査役　亀甲智彦	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的な知識・経験から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称　　太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	16,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（1）業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a）当社は、全役職員が法令、定款はもとより社会規範を遵守することを明確にするとともに、その遵守の重要性について繰り返し情報発信することにより、周知徹底を図ります。

b）当社は、「リスク・コンプライアンス委員会」、稟議制度、内部監査及び顧問弁護士による助言等によりコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスの遵守状況や事業におけるリスクの把握に努め、コンプライアンスの実効性を確保いたします。

c）「リスク・コンプライアンス委員会」は、万が一不正行為が発生した場合には、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて再発防止活動を推進いたします。

d）内部通報体制として「内部通報規程」に基づき、通報窓口を設け、法令及びその他コンプライアンスの違反又はその恐れのある事実の早期発見に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a）情報セキュリティについては、「情報セキュリティ関連規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ管理体制を確立いたします。情報セキュリティに関する具体的な施策については、情報セキュリティ委員会で審議し、推進いたします。

b）個人情報については、法令及び「個人情報取扱規程」に基づき、厳重に管理いたします。

c）取締役の職務執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、保存いたします。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a）当社は、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、潜在的リスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な対応を講じます。

b）経営上の重大なリスクへの対応方針、その他リスク管理の観点から重要な事項については、「リスク・コンプライアンス委員会」において十分な審議を行い、その結果を取締役会に報告いたします。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a）取締役会は、原則として毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、事業運営に関する機動的な意思決定を行います。

b）中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度毎の利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行いたします。

c）当社は、「組織規程」及び「職務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、担当職務、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図るとともに、その職務執行状況を適宜、取締役会に報告いたします。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a）監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置きます。当該使用人は、もっぱら監査役の指揮命令に従うものとします。

b）監査役の職務を補助する使用人の任命・異動等人事に関する事項については、監査役の同意を得たうえで行い、指揮命令等について当該使用人の取締役からの独立性を確保いたします。

⑥　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

a）当社の取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。

b）監査役は、重要会議への出席又は不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク・コンプライアンス管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受理いたします。

⑦　監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」において、通報者が通報を行ったことに関していかなる不利益も与えてはならないことを明確にいたします。

⑧　監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、会計監査人や弁護士への相談に係る費用を含め、職務の執行に必要な費用を会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払います。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a）監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他重要な業務執行に関する文書を閲覧いたします。

b）監査役は、会計監査人及び内部監査責任者と監査上の重要課題等について定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、内部統制状況を監視いたします。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

a）金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行います。

b）当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

⑪　反社会的勢力への対応

a）当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」及び「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備を強化いたします。

b）反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署や顧問弁護士等、外部専門機関との密接な連携を構築いたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

取締役会を18回開催し、取締役及び社外取締役の出席の下、経営の基本方針、法令や定款で定めた事項、経営に関する重要な事項の審議と決議を行っております。

② 監査役の職務の執行について

監査役会を14回開催した他、内部監査担当者及び会計監査人との連携を図るとともに、取締役会に出席し、経営・税務・法務等の幅広い知見から適法性・適正性・妥当性等を確保するための助言や提言を行っております。また、常勤監査役は監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会や経営会議等の重要会議に出席し各取締役からの報告、資料の閲覧等を通じて取締役の業務執行等を監査しております。非常勤監査役は、取締役会への出席のほか、常勤監査役との連携等を通じて監査を実施しております。

③ 内部監査の実施について

当社では、内部監査担当者が内部監査基本計画書に基づき行う定期監査と、その結果を受け被監査部門が改善を適切に実行しているかを確認するフォローアップ監査を行い、その監査結果について代表取締役に報告しております。なお、当社は現在の組織規模を勘案し、内部監査部門を設置していないため、内部監査担当者の所属するCorporate Design Divisionについては、代表取締役が別途指名した内部監査人が監査を行っております。

④ リスク・コンプライアンスについて

a）リスク・コンプライアンス規程を定めている他、全従業員を対象に研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めております。

b）内部通報規程を定め、取締役及び監査役への社内窓口と顧問弁護士事務所への社外窓口を設定し、全社集会にて全社員に周知をしております。

c）リスク・コンプライアンス委員会を４回開催し、経営上の重大なリスクへの対応方針、その他リスク管理の観点から審議を行っております。

⑤ 情報セキュリティについて

情報セキュリティ委員会を４回開催し、情報セキュリティに関する審議を行っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務基盤の強化と成長過程にある事業の持続的な拡充を目指していくために、まずは内部留保資金の充実と事業推進に必要な投資活動を積極的に行っていくことが重要と考え、創業以来配当を実施しておりません。今後も更なる登録利用者の増加による売上高拡大が継続することが見込まれることから、当面の間、事業投資を最優先し中長期的な成長に向けた収益基盤を構築する必要があると認識しています。

しかしながら、株主への利益還元を重要な経営課題として認識しており、今後の経営成績及び財政状態を鑑みつつ、事業・投資計画、事業環境等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりつつ配当について検討していく方針であります。内部留保につきましては、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として有効に活用していく方針であります。

貸 借 対 照 表

(2022年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**400,779**	**流動負債**	**154,400**
現金及び預金	327,867	買掛金	79,631
売掛金	67,942	未払金	37,585
前払費用	4,969	未払費用	15,951
固定資産	**42,282**	未払法人税等	8,365
有形固定資産	**4,982**	前受金	3,652
建物附属設備	4,290	預り金	1,535
工具、器具及び備品	691	その他	7,677
無形固定資産	**24,634**	**固定負債**	**70,000**
ソフトウエア	24,634	長期借入金	70,000
投資その他の資産	**12,665**	**負債合計**	**224,400**
敷金	12,665	**(純資産の部)**	
		株主資本	**218,662**
		資本金	**158,225**
		資本剰余金	**448,320**
		資本準備金	448,320
		利益剰余金	**△387,882**
		その他利益剰余金	△387,882
		繰越利益剰余金	△387,882
		純資産合計	**218,662**
資産合計	**443,062**	**負債純資産合計**	**443,062**

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2021年12月 1 日から
2022年11月30日まで）

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		**1,335,178**
売上原価		**864,485**
売上総利益		**470,692**
販売費及び一般管理費		**437,088**
営業利益		**33,604**
営業外収益		
受取利息	2	
その他	100	102
営業外費用		
支払利息	399	
株式公開費用	11,259	11,659
経常利益		**22,047**
税引前当期純利益		**22,047**
法人税、住民税及び事業税	3,029	
法人税等調整額	9,299	12,329
当期純利益		**9,718**

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年１月16日

株式会社　CaSy
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　村　憲　一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　倉　毅　典　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＣａＳｙの2021年12月１日から2022年11月30日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年12月1日から2022年11月30日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年1月23日

株式会社 CaSy　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　小松原　丈　夫　㊞

監査役（社外監査役）　田　岡　　恵　㊞

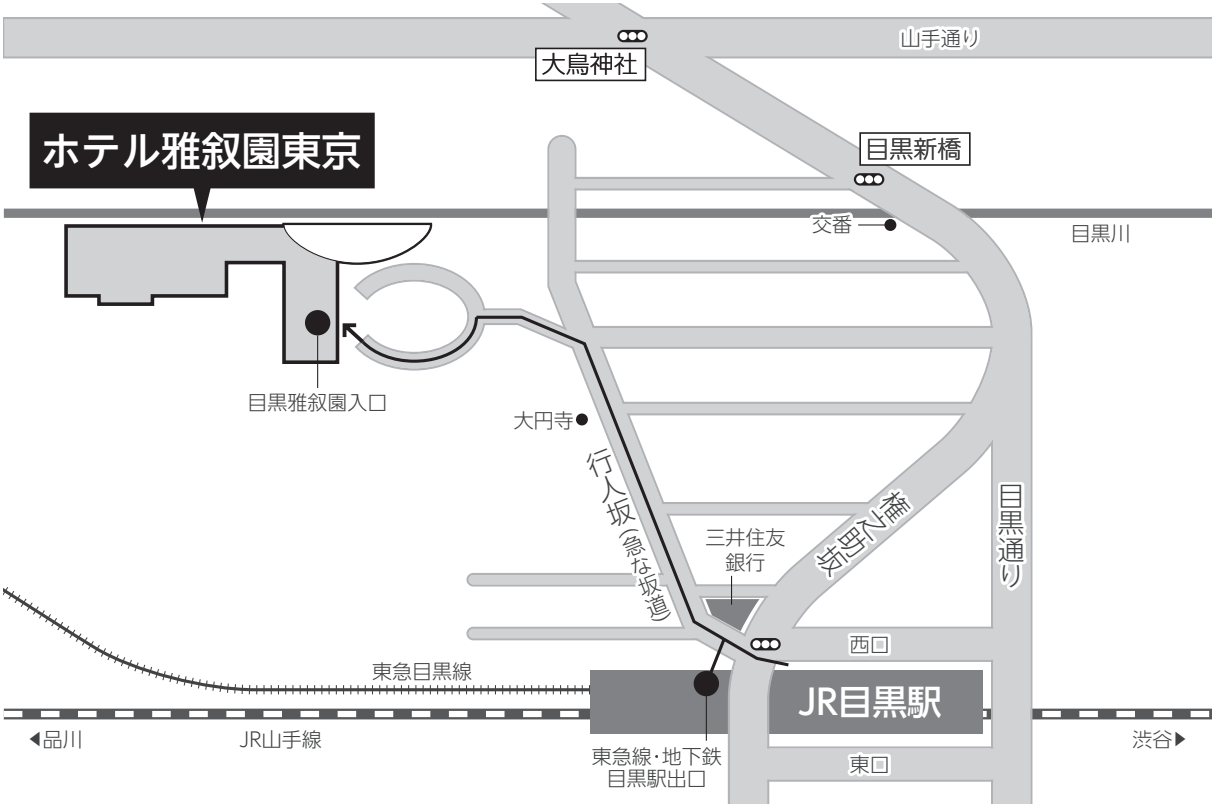
監査役（社外監査役）　亀　甲　智　彦　㊞

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都目黒区下目黒１-８-１　ホテル雅叙園東京「清風」



会場最寄駅

目黒駅（JR山手線西口、東急目黒線、地下鉄南北線、三田線出口）より行人坂を下ってホテル雅叙園東京「清風」まで徒歩約６分です。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。
VEGETABLE OIL INK